

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	1
◎高知県医療法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
○建築基準法による道の指定（ 〃 ）	2
◎告示（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部改正（ 〃 ）	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	3
入札公告	
○一般競争入札（高知県立幡多けんみん病院で使用する電気）の公告（公営企業局 県立病院課）	4
○一般競争入札（高知県立あき総合病院で使用する電気）の公告（ 〃 ）	6
落札公告	
○落札者等の公告（会計管理課）	7

-----  
規 則  
-----

高知県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第72号**

**高知県医療法施行細則の一部を改正する規則**

高知県医療法施行細則（平成10年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第5号中「開発」を「開設」に改め、同条第46号中「法第16条ただし書」を「省令第9条の15の2に規定する法第16条ただし書」に、「許可」を「認定」に改める。

別記第46号様式を次のように改める。

**第46号様式**（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者（管理者） 住所  
氏名 ◎

病院医師宿直免除認定申請書

病院に医師を宿直させないことについて医療法施行規則第9条の15の2の認定を受けたので、同条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 病院の開設者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称）
- 2 病院の名称
- 3 病院の所在の場所及び電話番号
- 4 病院の診療科名及び病床種別ごとの許可病床数
- 5 病院に医師を宿直させない理由
- 6 宿直する医師の業務をする医師の宿舍等の位置及び病院との距離
- 7 宿直する医師の業務をする医師と病院との連絡体制（誰が、誰に、どのような手段で連絡するか等）
- 8 その他必要な事項

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 病院及び医師の宿舍等の付近の見取図
- (2) 宿直する医師の業務をする医師の氏名
- (3) 宿直する医師の業務をする医師が速やかに診療を行うことができる体制を確保していることが分かる資料（病院内の規程、内規等）

別記第55号様式から別記第57号様式まで及び別記第67号様式から別記第70号様式までの規定中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第845号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
ア 株式会社サニーマーケット 代表取締役 中村 彰宏
イ 高知県園芸農業協同組合連合会 代表理事 弘田 憲一
ウ 水出 淳子
エ 小橋 和加子
(2) 届出者の住所
ア 高知市山手町81番地
イ 高知市仁井田字新港4706番地4
ウ 高知市和泉町10番18号
エ 高知市和泉町11番16号
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
とさのさと
高知市北御座10番地3ほか
(4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 株式会社サニーマーケット 代表取締役 中村 彰宏
高知市山手町81番地
イ 高知県園芸農業協同組合連合会 代表理事 弘田 憲一
高知市仁井田字新港4706番地4
ウ 水出 淳子
高知市和泉町10番18号
エ 小橋 和加子
高知市和泉町11番16号
(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

Table with 3 columns: 小売業者名, 代表者名, 住所. Rows include 株式会社サニーマーケット and 高知県園芸農業協同組合連合会.

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年5月8日
(7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,018平方メートル
(8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
200台
イ 駐輪場の収容台数
120台
ウ 荷さばき施設の面積
696平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
60.3立方メートル
(9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

Table with 3 columns: 小売業者名, 開店時刻, 閉店時刻. Rows include 株式会社サニーマーケット and 高知県園芸農業協同組合連合会.

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
10箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

Table with 2 columns: 区分, 時間帯. Rows include 荷さばき施設(1) through (4).

- 2 届出年月日
平成30年9月7日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第846号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成30年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

Table with 5 columns: 地名, 地番, 幅員(メートル), 延長(メートル), 備考. Row includes 香南市野市町西野字ヲノ丸.

高知県告示第847号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
平成30年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

香南市野市町東野字子ノ丸1882番地先から1867番地先に至る延長135メートルの道

高知県告示第848号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の

規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年12月高知県告示第714号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

3(2)中「神奈川県横浜市中区尾上町4番57号」を「神奈川県横浜西区高島二丁目19番12号」に改める。

-----  
公 告  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年1月30日 29高東土第2678号	香南市野市町西野字 ハノ丸177番1ほか 15筆	高知市北金田6番 16号 有限会社北斗住宅 代表取締役 宗 石 邦男

-----  
監 査 公 表  
-----

**監査公表第10号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月30日

高知県監査委員

30高行管第178号

平成30年9月28日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）  
平成30年8月16日付け30高監報第6号で報告のありましたうえのことについて、強く改善を求める事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

（財務会計事務）

それぞれの事務処理の誤りは、基本的なことが徹底されていないことに起因して発生している。ついては、各機関において、法令等の内容を再確認することを周知徹底し、これらに沿って事務を執行すべきである。

特に契約事務は、重要な法律行為であり、契約当事者である県庁全体の信頼性にも大きな影響を及ぼすことから、今一度その重大性を再認識し、厳正に事務を執行することを強く求める。

今回の監査結果については、強く改善を求める事項等のあった機関のみならず、全機関において、同様の誤りを起こさないよう全職員に周知されたい。

2 措置状況

（財務会計事務）

各所属における契約事務の厳正化を図るため、所属長、課長補佐、次長、チーフ等に対し、執行機関におけるそれぞれの責務の重要性について、研修等の場を通じて徹底します。

また、職員の契約事務能力の向上とチェック機能の強化のため、「契約事務のポイント」を全職員に配布するとともに、会計事務実務研修や入札研修等で研修資料としても活用し、契約事務の適正化を図ります。併せて、各所属で作成する契約書及び請書に不備等がないか、引き続き会計支援担当職員や会計専門員が定期的に確認を行います。

さらに、監査結果の強く改善を求める事項等については、会計管理局だよりや研修等を通じて、同様の誤り等が生じないようにするための対策を全職員に繰り返し徹底するとともに、会計事務処理上の不明点等は、会計支援担当職員や会計専門員に速やかに相談し、確認するよう全庁に周知するなど、各所属への会計支援のなご一層の強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

第2 強く改善を求める事項の該当機関

1 安芸福祉保健所

(1) 強く改善を求める事項

ア 平成29年度の扶助費の支払において、生活保護受給者の収入認定事務を適切に行っていないことにより、支出金額に170,278円の過払いがあった。（支出事務）

イ 平成29年度の扶助費の支払において、請求書の受理日から3か月を超えて支払が遅延しているものが多数見られた。（支出事務）

(2) 原因又は理由

ア 生活保護のケースワーカーは、保護受給者の年金受給

について、訪問時に年金通知書や預金通帳等で確認する必要があり、それができなかった場合は、速やかに年金事務所で受給状況を調査すべきところ、対応していなかったことが平成30年4月の人事異動により担当交代後、後任のケースワーカーが行った年金事務所への調査により、発覚しました。

結果、平成29年5月分から12月分までの年金受給について収入認定がされておらず、保護費の過払いとなったものです。

イ 本来、請求時に速やかに処理すべきものを、当時の担当ケースワーカーが未処理のまま年度末まで放置していました。3月末になって、支払の手続きに着手しましたが、支払書類に不備があり修正等の必要もあったため、支払が遅れたものです。

これまで、請求書類については、総務係又は担当ケースワーカーが受付し、支払処理を担当ケースワーカーが行っていたため、本来支払うべき時期に支払われたかどうか、組織的にチェックする体制をとれていませんでした。

(3) 措置状況

ア 平成29年5月分から12月分までの年金受給分が返還対象になることを当該受給者に説明して、理解を得たうえで、生活保護法第63条の適用決定後、収入調定し、返還の納付書を送付しました。

保護受給者には、年度当初に「生活保護のしおり」を渡し、収入申告義務があることを周知していますが、今後は、訪問のたびに説明し、年金等の収入状況を確認するとともに、訪問時に確認できない場合は、年金事務所等で受給状況調査を行うよう各ケースワーカーに徹底しました。

併せて、毎月の保護係担当者や随時の新規ケース検討会等を通じ、生活保護の受給に係る手続の確認や、過去の事例を踏まえた注意事項の共有を行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 未処理の支払については、後任ケースワーカーが全ケースについて再確認のうえ、平成30年4月上旬に支払が完了しました。

なお、支払遅延金については、発生していません。

今回の指摘を受けて、各ケースワーカーに対し、請求書類は速やかに処理するよう周知し、適正な事務処理を促すとともに、新たに複数人で支払処理内容を確認できるようチェックリストを作成しました。

今後は、総務係、担当ケースワーカー及び総務保護課長が受付及び支払完了を相互に確認することで、再発防止を徹底します。

## 2 希望が丘学園

## (1) 強く改善を求める事項

ア 平成29年5月分の職員給食代の収入調定を行っていないものがあつた。(収入事務)

イ 平成29年度給食調理業務委託料10月分の支払において給食数に誤りがあり、代金の一部が未払となつていた。(支出事務)

## (2) 原因又は理由

ア 職員給食代については、1人の代表職員に他の全職員が委任状を提出し、その代表職員に対して収入調定を行っています。人事異動による転出者や退職者及び実習生がいた場合は、転出先や自宅等へ納入通知書を郵送する必要があります。そのため、前述の収入調定とは別に処理を行っています。

平成29年5月については、非常勤職員の退職者が1人いたため、2件の収入調定書を作成する必要がありましたが、退職者分の収入調定について、失念していたものです。

イ 給食代金については、委託業者から送付される食数表と、給食担当者が記入している「全寮食数表」とを突合・調整のうえ食数を確定後、支払を行っています。

平成29年10月に在籍していた実習生(3名)の給食について、各寮の給食担当者が、「全寮食数表」の「実習生」の朝食・昼食・夕食の欄に、注文された各食の合計を記入すべきところを、配属されている実習生の各寮(3寮・4寮・5寮)の当日の食数の合計を記入するものであると勘違いし、朝食の食数欄に3寮の実習生の食数、昼食の食数欄に4寮の実習生の食数、夕食の食数欄に5寮の実習生の食数をそれぞれ記入してしまいました。食数の合計は合っていましたが、それぞれ単価が異なっているため、給食代金に誤りが生じ、一部未払となつてしまったものです。

## (3) 措置状況

ア 収入調定を行っていなかった平成29年度5月分の職員給食代については、平成30年4月24日付けで収入調定を行い、同年5月1日に納入されています。

現在は、「在職者」、「転出者・退職者」及び「実習生」について、それぞれの収入額内訳表を作成して職員給食代の管理を行っています。また、収入調定の処理を行う際に収入額内訳表を添付して複数人で確認することで、収入調定漏れを防ぐ体制を整えています。

イ 未払となつていた208円を、平成30年5月17日付けで委託業者に支払いました。

現在は、「全寮食数表」の様式を見直し、「実習生」で一括りになつていた記入欄を、実習生についても他の

職員と同じように1人ずつ個人名を記載した欄を新たに設け、それぞれ朝食・昼食・夕食の食数を記入するようにしたことで、記入誤りがないようにしています。また、実習生については「給食確認表」を新たに作成し、実習生及び職員が食数を確認することで、同様の誤りが起きないように努めています。

## 3 中央西農業振興センター

## (1) 強く改善を求める事項

平成28年度の高知市東部地区震災対策農業水利施設整備建屋耐震対策工事において、契約保証金は現金により納付されていたが、引渡しを受けた後、直ちに行うべき払出しをしていなかった。(支出事務)

## (2) 原因又は理由

平成28年度からの繰越工事であり、明許等の事務については、抜かりがないように注意して処理を行っていましたが、現金納付により契約保証金を納付する件数が少なく、これまで別途管理する帳簿等を作成していなかったことから、契約保証金の払出しを失念したものです。

## (3) 措置状況

ア 契約保証金については、事務局監査の指摘を受けた後、速やかに事務処理を行い平成30年5月25日に払出しを行いました。

イ 契約保証金が現金で納付された場合には、契約関係書類に添付している「支払確認票」の余白に、現金納付である旨を「朱」書きで記載するようにします。

ウ 契約保証金の現金受払について、その内容を記載する「補助簿」を新たに作成し、これにより管理するようにします。

エ 会計管理課発行の「契約事務のポイント(チェックシート)」を支出命令書に添付し、担当のほか、総務担当チーム、出納員等の支出事務関係者全員で必ずチェックを実施するようにします。

## 4 高知土木事務所

## (1) 強く改善を求める事項

ア 平成30年1月12日付けの消耗品費の支出命令書及びそれに関連する支出負担行為決議書など文書一式を紛失していたが、事故報告を行っていなかった。(支出事務)

イ 平成29年度の江ノ口、竹島川排水機場遠隔監視操作システムUPSバッテリー取替修繕業務において、支出負担行為決議書では契約書を作成することとしていなかったにもかかわらず、決裁がないまま契約書を作成していた。(契約事務)

ウ 平成29年度の大谷川おもてなしの水辺創成事業委託契約書に金抜設計書及び仕様書を添付していなかった。

(契約事務)

## (2) 原因又は理由

ア 支払済みの支出命令書等は、総務担当が補助簿へ記入後、キャビネットに一時保管し、会計管理課から送付される支出個別表で抜かりがないかを確認したうえで製本を行っています。

文書が不明であることについては、支出個別表との突き合わせの際に承知していましたが、補助簿に記載されていなかったので、一時的なものと誤認し事故報告を行っていませんでした。

イ 当該業務は、契約書の作成を省略できる金額であったため、支出負担行為決議の際に契約締結についての伺いを作成していませんでした。

契約後、契約の相手方から契約書作成の要請があり、担当者が所要の手続きを取ることなく相手方が用意した契約書に、公印(所長印)を押印したものです。

ウ 金抜設計書及び仕様書については、契約締結を向う支出負担行為決議の際には、契約書案に添付され決裁を受けていましたが、担当者が契約書を製本した際に添付が抜かり、公印審査を受けずに公印(所長印)を押印したものです。

## (3) 措置状況

ア 指摘を受け、会計管理者に事故報告を行いました。

また、紛失防止のため総務課で保管する支払書類を持ち出す場合には、必ず総務課職員の承認を得るよう取扱いを改めました。

イ 契約金額の如何にかかわらず、契約書を作成しようとする場合には、必ず決裁が必要であること、また、公印の押印についても事前に審査が必要であることを改めて徹底しました。

ウ 契約書の作成にあたっては担当者が添付書類を必ず確認するとともに、公印審査時の契約書添付書類のチェックについても抜かりがないように徹底します。

再発防止のための全体的な取組として、監査結果についての経過、原因及び対応策を全職員に周知するとともに、会計事務研修等の積極的な受講、所内研修や個別指導の継続的な実施により適正な事務執行に努めます。

## 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年10月30日

高知県公営企業局長 北村 強

## 1 入札に付する事項

<p>(1) 購入物品の名称及び数量 高知県立幡多けんみん病院で使用する電気 一式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 購入物品の納入期間 平成31年4月1日午前零時から平成32年3月31日午後12時まで</p> <p>(4) 購入物品の納入場所 宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p>	<p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県公営企業局県立病院課 電話番号088-821-4634</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成30年10月30日（火）から同年11月15日（木）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成30年10月30日午前9時から同年11月15日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ（<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/</a>）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成30年12月11日（火）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年12月10日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県公営企業局県立病院課</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年11月15日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その</p>	<p>他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年11月15日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Hata Kenmin Hospital (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 15 November 2018 (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Tuesday 11 December 2018 (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 10 December 2018 (5) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4634 (6) Others: As in the tender documentation</p>
---	--	---

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年10月30日

高知県公営企業局長 北村 強

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入物品の名称及び数量

高知県立あき総合病院で使用する電気 一式

##### (2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 購入物品の納入期間

平成31年4月1日午前零時から平成32年3月31日午後12時まで

##### (4) 購入物品の納入場所

安芸市宝永町3番33号  
高知県立あき総合病院

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加

者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

#### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県公営企業局県立病院課

電話番号088-821-4634

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成30年10月30日（火）から同年11月15日（木）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成30年10月30日午前9時から同年11月15日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年12月11日（火）午後1時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年12月10日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県公営企業局県立病院課

#### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年11月15日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、こ

の一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年11月15日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Aki General Hospital

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 15 November 2018

(3) Date and time for tender (by hand): 1:00 P.M. on Tuesday 11 December 2018

- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 10 December 2018
- (5) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan  
Tel: 088-821-4634
- (6) Others: As in the tender documentation

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年10月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
室戸高等学校外47校で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ダイヤモンドパワー株式会社 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号
- 5 落札金額  
184,136,853円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成30年8月21日